

講演

欧州連合における加盟国

ペーター・バドゥーラ
岡田俊幸 訳

- I 欧州憲法のプロジェクト
- II 加盟国間の諸条約による欧州連合の創設と構築
- III 加盟国の憲法における欧州統合の根拠と限界
- IV 超国家的な欧州フェデレーションにおける憲法と憲法制定権力

I 欧州憲法のプロジェクト

欧州理事会が2001年12月に招集した欧州諮問会議⁽¹⁾は、2003年6月20日に「欧州憲法に関する条約（Vertrag über eine Verfassung für Europa）」案を欧州理事会に手渡した。この草案は、「連合と加盟国との関係」に関する第5条を含んでいるが、それは、以下のような文言である。

- (1) 連合は、地域自治および地方自治を含む加盟国の基本的政治構造および憲法構造に現れている加盟国のナショナル・アイデンティティ⁽²⁾を尊重する。

訳註

- (1) 「欧州諮問会議」は、der Europäische Konvent の訳語であるが、これは、庄司克宏『EU 法基礎編』（岩波書店、2003年）13頁に倣ったものである。
- (2) nationale Identität は、「国民的独自性」（大沼保昭・藤田久一編集代表『国際条約集2003年版』（有斐閣、2003年）470頁）、「国家の一体性」（小田滋・石本泰雄編集代表『解説条約集〈第10版〉』（三省堂、2003年）428頁）、「国民的一体性」（山手治之・香西茂・松井芳郎編集代表『ベーシック条約集〔第4版〕』（有信堂、2003年）56頁）、「国民的同一性」（奥山亜喜子「欧州統合と国民的同一性尊重原則——欧州連合条約F条1項の意義と限界」法学新報105巻4・5号（中央大学、1999年）139頁以下）などの様々な訳語が充てられている。言うまでもなく、nationale Identität にいかなる訳語を充てるかを決定するため

連合は、国家の基本的諸作用、とくに、領土の不可侵の保持、公の秩序の維持および国内の治安の保護を尊重する。

(2) 連合および加盟国は、誠実協力の原則に従って、この憲法から生じる任務の遂行に際して相互に尊重し、かつ支援する。加盟国は、連合がその任務を遂行することを容易にするとともに、この憲法に列挙された諸目的の実現を危うくするおそれのあるいかなる措置も講じないものとする。

草案の第 9 条においては、権限秩序の「基本原理」について語られている。

連合の権限の画定については、限定的な個別授権の原則が適用される。連合の権限の行使については、補充性原則および比例原則が適用される。

諮問会議は、自己に付託された任務、つまり、加盟国の範囲の拡大にかんがみて欧州諸条約および連合の機構を改革し、連合と加盟国に権限を適切に配分するための提案を行うことを、自らが「欧州の将来」のために一つの「憲法」を作成するよう依頼されたのだと理解したのである。目下提出されている草案は、欧州連合に関する諸条約および欧州共同体に関する諸条約に加えて、従来政治的宣言としてのみ存在してきた基本権憲章を自らに取り込み、さらには、その第 I 部において、連合の組織、任務および行為形式に関する基本秩序を定式化している。提案されている「欧州憲法 (Verfassung für Europa)」は、加盟国において審議され、欧州統合を進展させるための条約の締結に関する憲法上のルールに従って議決されなければならない。

には、この概念の解明が必要である。しかし、それには、それこそ一つの論文が必要であって、ここでの作業ではない。ただ、欧州連合条約／欧州共同体条約のある註釈書では、*nationale Identität* とは、「政治的、社会的および文化的特殊性において発展してきた自己理解」であり、この自己理解には「すべての加盟国に共通する構成的諸原則」に加えて、「各国の国民の個別の独自性」も含まれること、そこで、*nationale Identität* の尊重は、例えば、「連邦国家の国家構造の尊重」や「文化的生活の地域的多様性」にかかわることが説かれており (Rudolf Geiger, EUV/EGV, 3. Aufl. 2000, Art. 6 EUV, Rdnr. 10), *nationale Identität* は「国家的」アイデンティティと「国民的」アイデンティティの両者を含む広い概念であることが分かる。従って、本稿では、*nationale Identität* に、熟さない言葉ではあるが、暫定的に、「ナショナル・アイデンティティ」という言葉を充てることとした。

「欧州憲法」という表現は、欧州連合における加盟国の地位に関する誤ったイメージを呼び起こしかねないであろう。欧州は国家ではないし、連合の中核としての欧州連合および欧州共同体も連邦国家ではない。ここでは政治的レトリックが役かっているのである。このことは、諮問会議草案の他の箇所でも、例えば、「連合の民主的生活」という表題においても同様である。他方において、たとえ公権力が国家権力として登場しないとしても、公権力を法に服させるとともに、憲法によってそれを秩序付け、かつ抑制するということは、18世紀および19世紀の憲法運動の基本思想に合致している。欧州連合の諸機関は、諸条約の根拠に基づいて非国家的な公権力を超国家的な法共同体において行使するのであり、規範的秩序を必要としている。それ故、すでに現在においても、欧州連合が、条約に基づく共同体法の諸条項において定められ、かつ、機関を創設する共同体法を拘束する「憲法」を有している、と語することは、まったく矛盾していないのである。

II 加盟国間の諸条約による欧州連合の創設と構築

欧州連合の公権力は、加盟国によって連合に移譲された任務および権限の根拠に基づき、かつこれらの基準に従って存在する。欧州連合の公権力は、共同体諸条約を基礎とするものであり、将来は、「欧州憲法に関する条約」を基礎とすることになるかもしれない。欧州連合およびその超国家的公権力の法的根拠および正当性の源泉は、独自の憲法制定権力によって始源的に正当化された憲法ではなく、むしろ、「憲法条約（Verfassungsvertrag）」であり、従って、究極的には、加盟国の国家権力である。

連合は、形式的憲法を、つまり、かつての用語法に基づく「憲法典（Verfassungsurkunde）」を持つこともできるが、しかしながら、この憲法は、国民国家に形態を与える憲法の本質的要素を欠くことにならざるを得ない。超国家的単一体の組織における民主制、議会主義および法治国家の実現は、国家固有に仕上げられている、これらの憲法理念の形態の移転を通して遂行することはできない。欧州フェデレイションにおけるこれらの理念の実現は必要であるが、しかし、それは、政府、立法および行政が超国家的レベルにおいて設置され、かつ行使されるという特別の諸条件に適合するように、始源的でかつ特殊的に作り上げられた形態を通して行われなければならないのである。これらの諸条件の要石は、連合が加盟国の政治的および民主的な存在・機能を土台と

していることである。連合は、すべての加盟国に共通する憲法原理、すなわち、自由、民主制、人権および基本的自由の尊重ならびに法治国家性の諸原則に基づく（EU 条約第 6 条第 1 項）。これらの諸原則を尊重する欧州の国家のみが、連合の加盟国となり得るのである（EU 条約第 49 条第 1 項）。

共同体諸機関の画定およびその機構上の均衡は、欧州統合の特殊的な独自性を反映したものである。それ故、この機構上の均衡は、思いつきや抽象的合理主義の領域ではあり得ない。理事会は、共同体の中核であり、かつ中核であり続けなければならない。ドイツ憲法は、そのヨーロッパ条項（基本法第 23 条第 1 項）において、理事会が政治および法設定の決定的な機関であることを前提としている。理事会を通してのみ、国内の国民代表を経由した間接的な民主的正当性が保障されるのである。ニース条約が国内議会の役割を「欧州の建築」に求めたのには、正当な理由がある。欧州議会は、連合の法設定および予算に協力しており、それ故、諸国民はその議員の会議によって代表される形で公権力の行使に関与する、という基本的な民主制原理の——たとえ限定された範囲であったとしても——具現化である（EuGH Slg. 1980, 3333. Nr. 33）。それにもかかわらず、欧州議会は、——欧州が連邦国家にならない限りは——理事会の政治的および法設定の諸権限（Vollmachten）の代わりをしたり、これを押し退けたりすることはできない。同様に、欧州議会に対する理事会の対議会責任も存在し得ない。所与の機構上の均衡を原理的に越えるような連合の「民主化」、例えば、欧州議会に完全な立法権を委託することによる連合の「民主化」は、連合の超国家的な建築を押し退けて連邦国家的構造を据えることになる。この種の憲法展開は、欧州統合のための国内憲法の授權規範と合致しない仕方、国内の憲法体制の実質的な変更を引き起こすことになる。

理事会は、その超国家的な権限および責任にもかかわらず、連合の国内的な遡及的拘束を具現化する。委員会が統合過程の自律性を確保する独立の機関として機能していることが一つのカウンターバランスを形成している。委員会は、共同体の特殊な存在と独自性を表している。委員会が議会に部分的に従属していることは、欧州統合の進展を反映している。それにもかかわらず、委員会を共同体の行政府または政府と呼ぶのは誤解を招きやすいであろう。共同体の政治過程は、政府対野党という国内モデルに従っているわけではないのである。

いくつかの欧州憲法案は、立法権と行政権の分離の原理に従った構築によって連合をあたかも連邦国家のように設計することを試みている。これらの提案

は、行政機関である委員会およびある種の欧州大統領と結び付けながら、統一
 的な議会と連邦的な上院からなる二院による立法を思い浮べている。こうした
 考えは、連合における加盟国の役割と責任についての明確な構想が存在する場
 合にのみ、真剣に検討することができる。連合の現存する構造物における機構
 上の均衡は、欧州統合の諸要請が実効的に機能する信頼できる憲法上の基礎お
 よび枠組みに基づいている。新しく起草される欧州憲法は、綿密に練り上げら
 れ、かつ実務でも実証されたこの体制を、連合の基本計画を無視するような野
 心的でかつ突出した合意のために軽視すべきではない。マーストリヒト条約
 は、欧州理事会という賢明に熟慮された制度を創設した。欧州理事会は、連合
 にその発展に必要な刺激を与え、その発展のための一般的な政策上の指針を定
 める（EU条約第4条）。理事会が、加盟国政府を代表して拘束力をもって行
 動する権限を有する各加盟国の閣僚級の代表各一名によって構成される（EG
 条約第203条）のに対して、欧州理事会においては、加盟国の元首または政府
 の長および委員会委員長が会合する。このことは、共同体諸機関の機構上の均
 衡を完全なものにする。

III 加盟国の憲法における欧州統合の根拠と限界

連合は、加盟国のナショナル・アイデンティティを尊重する。マーストリヒ
 ト条約のこの定式は、2003年7月の諮問会議欧州憲法草案においても繰り返さ
 れている。一つの原理であって、司法判断可能な規範ではないこの条項を理解
 するために、解釈は、共同体の諸権限がどのような仕方でも根拠付けられるのか
 について考慮しなければならない。欧州憲法の創設および発展は、加盟国ごと
 に、国内憲法の根拠に基づき、かつ国内憲法に適合する場合にのみ遂行され得
 る。他方において、欧州憲法は、——共同体法そのものがそうであるように
 ——統合の行為によって成立する。欧州憲法は、必然的に加盟国の共通の法的
 確信および憲法確信を取り込むことになる。欧州憲法は、人為的な産物ではな
 い、つまり、欧州の憲法伝統の継続性の断絶ではないのである。ドイツの場合
 には、国内憲法は、立法機関に対してさえ、欧州統合の過程に関与し、ドイツ
 を超国家的なフェデレーションとしての統一ヨーロッパの共同設立者にするこ
 とを義務付けている。これは、拘束力のある指令であって、基本法の中に規定
 されている（基本法第23条第1項）。様々な形のヨーロッパ条項が、他の加盟
 国の憲法の中にも見出すことができる。これらの条項は、多少の差はあるとし

ても詳細に、超国家的な単一体に対する高権的諸権利の移譲を許容し、そのために必要な条件と手続を規律している。例えば、フランス共和国憲法第88条の1にはこう書かれている。共和国は、欧州共同体および欧州連合に加盟するが、欧州共同体および欧州連合は、その設立諸条約に従い、一定の権限を共同して行使することを自由に選択した諸国によって構成される、と。

連合の加盟国となった各国にとって、このフェデレイションの存在、さらには連合の発展による欧州諸国民の深化しつつある統合は、「まさに、すべての加盟国のナショナル・アイデンティティの変化の表現」である。加えて、加盟国の国家性は、「絶対的かつ完全な主権的権力として行動することと理解されてはならないのであって、統合された国家性としてのみ理解され得るのである」(マインハルト・ヒルフ)。それ故、加盟国のナショナル・アイデンティティは、連合の立場と対立し得る孤立した条件と捉えられないべきではない。統合とは、連合に集結した国家の諸国民の団結した諸努力の憲法的前進である。

このような状況において、加盟国のナショナル・アイデンティティの尊重に関するこの条項が何を規定しているのか、あるいは少なくとも何を明らかにしているのかを問うことが可能になる。一般的に言えば、この条項は、連邦的諸原則を連合の憲法構造の支配的な要素と認めることについての連合の基本的な表明を強調するものである。もう少し精確なのがEG条約のある章の条項であり、それは、共同体は、加盟国の国内のおよび地域的多様性を保持すると同時に、共通の文化的遺産を前面に出しながら加盟国の諸文化の発展に寄与すると規定している(EG条約第151条)。ただし、ナショナル・アイデンティティは、欧州の法伝統・憲法伝統と文化の活気ある多様性のより大きな連関性における国家の文化的独自性であるのみならず、国家の政治的および法的な比類なき(Einzigartigkeit)でもある。

連合は、経済的繁栄と社会的福祉の目標を有し、かつそれに仕える。しかしながら、連合は、主として、平和を確保するために、さらには、将来において欧州を形作るための確固たる基礎を築くことによって欧州亜大陸の分割を克服するために計画され、実現されたものである。連合は、政治的目的性を有しており、この将来のための憲法上の予防措置は、何よりもまず、加盟国のナショナル・アイデンティティの持続を含んでいる。連邦憲法裁判所の判例は、立法機関がドイツの参加を通して欧州統合の統一過程に関与する自己の権限を行使する場合に、立法機関の広い裁量を認めてきた。裁判所は、この関与の限界を、「ドイツ連邦共和国の憲法秩序のアイデンティティ」という概念によって

定義した（BVerfGE 73, 339/375 f.）。これは、連合法におけるナショナル・アイデンティティという定式と一致するといつてよいのではないだろうか。そして、これは、他の加盟国の成文または不文の限界とも同じように重なり合っているといつてよいのではないだろうか。ドイツ基本法は、この憲法を実質的にその実体においてまたはその効果において変更するような連合の条約上の根拠の更なる形成については、憲法改正法律を要求している。そのほかに、ドイツ基本法は、欧州統合へのドイツの協力に対する「構造確保条項」を含んでいる。「統一された欧州を実現させるために、ドイツ連邦共和国は、欧州連合に協力するが、この欧州連合は、民主的、法治国家的、社会のおよび連邦的な諸原則および補充性原則に義務付けられており、本質的な点でこの基本法の基本権保障に匹敵する基本権保障を有しているものとする」（基本法第23条第1項第1文）。統合政策的な憲法委託は、これによって明文上、憲法上の限界に服することになり、この限界は、連邦の条約締結権の司法判断可能な拘束をもたらすのである。

これら諸々のことから、加盟国のナショナル・アイデンティティに対する連合法上の尊重が命じているのは、国家性が、つまり、憲法自律、連邦的または地域的な編成、および文化的・宗教的諸関係の形成が加盟国の責務であり、かつ連合においても加盟国の責務であり続けること——連合の憲法体制を規定する民主的な諸原則の枠内においてであるが——であると結論付けることができる。結局のところ、「ナショナル・アイデンティティ」という多義的な言葉は、連合が握っている公権力の共同体化を連邦的に画定することに関連している。この想定は、連合の条約上の根拠との相関関係や補充性原則との相関関係を明らかに出すのである。

我々は、ここで、法学的解釈学の技術的視点とかわっているのではない。我々の歴史的経験によれば、国家および国家的法共同体における人間の政治的共存が、今日まで——その欠陥にもかかわらず——、自由、正義および繁栄を創出し確保するための唯一の形態である。欧州統合は、この保障を連邦的な共同体によって完全なものにしようとする新種の形態である。この共同体は、その加盟国の憲法上の国家権力を制限するが、しかし、その生命力を、欧州諸国の憲法核心の活力ある保持に依存しているのである。

IV 超国家的な欧州フェデレーションにおける 憲法と憲法制定権力

第2次世界大戦以降、欧州の国民国家と諸国民は、深化する統合過程に足を踏み入れた。この過程は、ナショナル・アイデンティティと国家レベルで形成された民主制を維持しながら、平和の継続的確保に加えて繁栄と安全の保障を生み出してきた。1992年のマーストリヒト条約によって欧州連合が設立されて以降、統合は、1997年のアムステルダム条約において拡張され、今や「自由、安全および正義の地域」という注文の多い行動計画を含んでいる（EG条約第61条、EU条約第29条）。加盟国間の協力は、——条約によって根拠付けられ、かつ整序されつつ——新しいスタイルの、つまり、自律的な公権力と法秩序を有するフェデレーションおよび法共同体へと発展してきたが、こうした発展の根拠は、国民国家の欠陥にある。連合の運動原理および正当性は、もはや国家はその実存的な資源を動員するだけでは、自由、公正および繁栄を保護し保障することができないという所与性に起因する。この状況は、欧州における政治的および経済的展開と世界規模の諸関係から生み出されたものであり、かつ生み出されている。伝統的な立憲国家は、国家および国家憲法の彼方にある連邦的な憲法秩序という新たな時代に足を踏み入れたのである。「統合された」国民国家は、統合を形成する様々な条項——これらの条項は、例えば基本法第23条やポルトガル共和国憲法第7条第5項および第6項のように、国内の憲法律の中に採用されている——に基づく「開かれた」憲法を有している。

欧州連合は、自律的な政治を行い、かつ国家の高権的権力に対して優位する超国家的な公権力を行使する能力の具現である。この点で、欧州連合に包含されている欧州共同体の法的根拠は、設立諸条約にある。これらの条約は、「憲法」の歴史的意味と比べてみると、法共同体のための憲法である。欧州連合は、実質において——おそらく間もなく形式においても——、その政治的および法的権限を組織化し、拘束し、かつ制限するために、憲法を、つまり基本法を有している。しかし、それにもかかわらず、連合には、法創造能力を有する、一体化された諸国民の自主的な機関によって支えられ、正当化された独自の憲法自律が欠けている。欧州の「憲法制定権力」——これは、憲法の正当性のみを表示する法的フィギュアであって、組織化された法源を表示する法的フィギュアではない——は、連合に結集した加盟国の諸国民から発する（EG条

約第189条第1項にこうある)。合一化された規範的建造物へとダイナミックに前進しながら（ユルゲン・シュヴァルツェ）政治的結合をさらに深化させていくという持続的な目標は、条約を通してのみ到達することが可能であり、かつ、加盟諸国において実効的につくられ、その力を発揮している国民主権を主要な基盤としてのみ可能である。その他のビジョンは、見通すことのできる将来の地平を越えている。

マーストリヒト条約、アムステルダム条約およびニース条約によって欧州の諸国民の一層緊密な連合（EU 条約第1条第2項）が漸進的に実現されてきたことは、連合に明文の憲法器具（Verfassungsinstrument）を装備しようとする諸々の努力や構想を刺激した。欧州諸国の超国家的なフェデレイションであるという連合の独自性に相応して、この種の憲法計画への道は「憲法条約」に依拠する。この道が、連邦国家のモデルに向けられ、かつ、憲法制定権力の計画のよって嚮導され、単一の国民主権によって直接的に正当化される独自の憲法制定へと行き着くことはあり得ない。加盟国において各々それ自体として具現されているナショナル・アイデンティティが、所与の状況においても、また、把握できる将来においても、欧州憲法の法的根拠である。しかし、こうした政治的および法的所与においてさえ、いかなる憲法道具も、たとえそれが協力と条約から生み出されるものであるとしても、一体化する力と効果を生み出すであろう。

欧州連合のための憲法政策は、その指針を基礎的な連邦的造形（Konfiguration）に求めてきた。ドイツの法学説において部分的に好まれてきた高邁な概念形成も、戦略的な問題を隠蔽することは許されない。連合の政治的な力および活力は、——自己満足的な主権の継続においてではなく、政治と行政の様々な領域における様々な程度の共同体化を伴った統合されたフェデレイションにおける——加盟国の政治的な力および活力に基づくのである。欧州の憲法政策は、共同体の膨張する複雑性と多様性を、抽象的な概念と手作りの机上の構成を手段として平準化してはならない。

超国家的な統合形態を有する連合は、加盟国の憲法体制および憲法過程の一部である。加盟国の憲法上の諸権限が、連合の正当性の源泉であり、連合の超国家的な属性と実効性を可能にする。この基本思想が、共同体権力の限界線、つまり、補充性原則の中にその規範的表現を見出す限界を示している。この原則は、連合の行為による空洞化からの、国内の憲法秩序および国の諸制度の保護を統括するものである。「欧州憲法起草作業の成功の鍵は、『補充性原則の徹

底した尊重と適用』にある」(トーマス・オPPERマン)。——憲法の文脈における——補充性は、柔軟性を許容するとともに裁量の余地を与える、政治的決定のための原理であるが、しかし、概念的な限界画定のための物差しではない。

連合の多様な形態と構成にかんがみて、統合過程の影響は、加盟国の様々な規模と人口数を考慮しなければならない。小規模の加盟国であっても、連合の決定過程に対する十分な影響力を持ち続けなければならないし、そのナショナル・アイデンティティを保持することができるために、実質的な権限と権利を持ち続けなければならない。新しい憲法合意は、加盟国のいずれかが永続的に連合の主要機関の職務から排除され続けることを許容してはならない。さらに、連合の作業方法は、加盟国の連邦的または地域的な編成の既存の構造を考慮に入れなければならない。この種の編成は、行政組織上の予防措置というだけでなく、加盟国のナショナル・アイデンティティの本質的な属性でもある。

欧州の憲法政策の支配的なテーマは、連合に配分することのできる任務および権限を適切に画定することである。加盟国は、連合に広範囲に及ぶ責任を、とりわけ、経済政策・経済行政および社会政策・社会行政の領域に加えて、司法、国内治安および警察のいくつかの分野において移譲している。この責任の射程範囲は、中核領域において、個別の事項を厳密に列挙していくことと相容れない。当然のことながら、明文上の画定によって規定されなければならない事項は存在するのであって、例えば、文化、育成・教育、宗教およびマスメディアの領域はそうである。けれども、新しい諸提案にとっての裁量の余地は狭い。基本線は、共同体の集積(acquis communautaire)の到達した水準である。補充性原則および比例原則の適用に関する EG 条約議定書第30号は、「共同体の集積および機構上の均衡の完全な保持」を強調している。このことが、新しい基本権憲章を欧州憲法に編入することに対する障害物となり得ることを見過ごしてはならない。この憲章は、社会政策に関する少なくない条項を含んでいるが、これらの条項は、連合に従来から移譲されている高権的諸権利を上回る措置に根拠を与える可能性のあるもののなのである。他方において、憲章第51条第2項は、この憲章が共同体や連合に対して新たな権限や新たな任務を創設するものでもないし、諸条約において確定された権限および任務に変更を加えるものでもないことを表明している。

最後に、連合は、共通外交安全保障政策を要求している(EU 条約第11条以

下)。この点で規定された諸々の目標、制度および規制は、政府間協力の枠組みにとどまるものである。この事項を欧州共同体の機構的枠組みに融合する試みを吟味することは疑問であるように思わざるを得ない。この野心は、政治の現実と要請を越えている。

欧州のための憲法政策と憲法は、加盟国の任務であって、加盟国の憲法秩序と政治が、今後とも欧州統合の正当性、安定および成功を保障するのである。

〈文 献〉

P. Badura, *Bewahrung und Veränderung demokratischer und rechtstaatlicher Verfassungsstruktur in den internationalen Gemeinschaften*, VVDStRL 23, 1966.

ders., *Bewahrung und Veränderung demokratischer und föderativer Verfassungsprinzipien der in Europa verbundenen Staaten*, Zeitschr. für Schweizer. Recht 109, 1990 I, S. 115.

ders., *Staat und Verfassung in Europa*, in: *Festschrift für Yueh-Sheng Weng*, 2002, Bd. 3, S. 1043.

U. Battis, u. a., Hrsg., *Das Grundgesetz im Prozeß europäischer und globaler Verfassungsentwicklung*, 2000.

R. Bieber, *Steigerungsformen der Europäischen Union: Eine Europäische Verfassung*, in: *J. Ipsen u. a.*, Hrsg., *Verfassungsrecht im Wandel*, *Festschrift für den Carl Heymanns Verlag*, 1995, S. 291.

A. von Bogdandy, *Zweierlei Verfassungsrecht. Europäisierung als Gefährdung des gesellschaftlichen Grundkonsenses*, *Staat* 39, 2000, S. 163.

ders., *Beobachtungen zur Wissenschaft vom Europarecht*, *Staat* 40, 2001, S. 1.

U. Di Fabio, *Eine europäische Charta. Auf dem Weg zur Unionsverfassung*, *JZ* 2000, 707.

U. Everling, *Zur föderativen Struktur der Europäischen Gemeinschaft*, in: *Festschrift für Karl Doehring*, 1989, S. 179.

U. Epping, *Die Verfassung Europas?*, *JZ* 2003, 821.

ders., *Zur Stellung der Mitgliedstaaten der Europäischen Union als „Herrn der Verträge“*, in: *Festschrift für Rudolf Bernhardt*, 1995, S. 1101.

ders., *Die Europäische Union im Spannungsfeld von gemeinschaftlicher und nationaler Politik und Rechtsordnung*, in: *A. von Bogdandy*, Hrsg., *Europäisches Verfassungsrecht*, 2003, S. 847.

J. Abr. Frowein, *Die Europäisierung des Verfassungsrechts*, in *Festschrift 50 Jahre Bundesverfassungsgericht*, 2001, 1.Bd., S. 209.

D. Grimm, *Braucht Europa eine Verfassung?* *JZ* 1995, 581.

W. Heyde, Zur Diskussion über eine Verfassung für Europa und deren Inhalt, europablätter 2001, S. 168.

M. Hilf, Europäische Union und nationale Identität der Mitgliedsstaaten, in : Gedächtnisschrift für Eberhard Grabnitz, 1995, S. 157.

P. Kirchhof, Der deutsche Staat im Prozeß der europäischen Integration, HStR, Bd. VII, 1992, § 183.

C. Nowak, Welche Verfassung für Europa?, DVBl. 2000, 326.

St. Oeter, Souveränität und Demokratie als Problem in der „Verfassungs-entwicklung“ der Europäischen Union, ZaöRVR 55, 1995, S. 659.

Th. Oppermann, Nationale Verfassungsautonomie und europarechtliche Bindung in der Europäischen Union, in : U. Battis, u. a., Hrsg., Das Grundgesetz im Prozeß europäischer und globaler Verfassungsentwicklung, 2000, S. 117.

ders., Vom Nizza-Vertrag 2001 zum Europäischen Verfassungskonvent 2002/2003, DVBl. 2003, 1.

J. Pernice, Die Europäische Verfassung, in : 16. Sinclair-Haus Gespräch, Mai 2001, S. 18.

ders./P. M. Huber/ G. Lübke-Wolff/Chr. Grabenwarter, Europäisches und nationales Verfassungsrecht, VVDStRL 60, 2001, S. 148, 194-246, 290.

G. C. Rodriguez Iglesias, Zur „Verfassung“ der Europäischen Gemeinschaft, EuGRZ 1996, 125.

M. Rossi, Entwicklungsperspektiven der europäischen Verfassung im Lichte des Vertrages von Amsterdam, DVBl. 1999, 529.

H. H. Rupp, Europäische „Verfassung“ und demokratische Legitimation, AöR 120, 1995, S. 269.

R. Scholz, Der Verfassungsstaat im Wandel : Europäisierung der Verfassung im Prozeß der Verfassung Europas, dargestellt am Beispiel des Grundgesetzes, in : U. Battis, u. a., Hrsg., Das Grundgesetz im Prozeß europäischer und globaler Verfassungsentwicklung, 2000, S. 21.

J. Schwarze, Auf dem Wege zu einer europäischen Verfassung—Wechselwirkungen zwischen europäischem und nationalem Verfassungsrecht, DVBl. 1998, 1677.

ders., Hrsg., Die Entstehung einer europäischen Verfassungsordnung, 2000.

R. Steinberg, Grundgesetz und Europäische Verfassung, ZRP 1999, 365.

〈訳者後記〉

本稿は、ミュンヘン大学ペーター・バドゥーラ (Peter Badura) 教授が 2003年10月4日に早稲田大学で行った講演 “Die Mitgliedstaaten in der Europäischen Union” を訳出したものである。バドゥーラ教授は、1934年

生まれ、1962年にエアランゲン大学で教授資格を取得された後、1964年にゲッティンゲン大学教授に就任され、1970年以降はミュンヘン大学教授を務められている（2002年からは名誉教授）。主著として、Das Verwaltungsmonopol (1963); Verwaltungsrecht im liberalen und im sozialen Rechtsstaat (1966); Wirtschaftsverfassung und Wirtschaftsverwaltung (1971); Verfassungsrechtliche Bindungen der Rundfunkgesetzgebung (1980); Paritätische Mitbestimmung und Verfassung (1985); Rundfunkfreiheit und Finanzautonomie (1986); Die parteienstaatliche Demokratie und die Gesetzgebung (1986); Staatsrecht (1986, 3. Aufl.-2003); Der Schutz von Religion und Weltanschauung durch das Grundgesetz (1989); Die Verfassung des Bundesstaates Deutschland in Europa (1993) などがある。

なお、バドゥーラ教授の来日は、日本大学の招聘（招請責任者：甲斐素直 日本大学教授）によるものであり、2003年9月21日から10月5日までの滞在期間中、比較法研究所主催の講演会（世話人：戸波江二 早稲田大学教授）のほか、日本大学、大阪大学、京都大学でも講演会が実施された。